九四〇五・六〇	九四・〇六		九六・〇一		九六〇二・〇〇	九六・〇三	九六〇四・〇〇	九六〇五・〇〇	九六・〇六	九六・〇七		九六〇七・一一	九六〇七・一九	九六・〇八
イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	プレハブ建築物		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	手ふるい	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	スライドファスナー及びその部分品	卑金属製の務歯を取り付けたもの	その他のもの	部分品	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）
は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ		ＣＣ		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ			は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＣ

九六・〇九			
九六・一三			
鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	その他のライター
は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
		九六一三・一〇	九六一三・二〇	九六一三・八〇

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈１　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蛾加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう